

# 技能労働者の位置付けについて

---

- 現行の建設業法においては、技術者については、工事現場における工事の施工上の技術上の管理をつかさどる者として、監理技術者や主任技術者を置かなければならないこととされている。
- 一方、技能労働者については、建設業就業者の中で約330万人を占め、建設工事の適正な施工のために重要な役割を果たしているにもかかわらず、建設業法上の位置付けはなされていない。
- この点、技能労働者の確保・育成といった観点から、技能労働者の処遇の改善や資質の向上が不可欠であり、技能労働者についても制度上で位置づける方向で検討してはどうか。

(例)

- 技能労働者自身に対する責務
- 技能労働者を雇用する建設企業に対する責務
- 施工体制台帳における登録基幹技能者等の位置付けの明確化
- 元請負人による下請負人への意見聴取事項として、技能労働者に求められる技能の明確化

(参照条文)

○建設業法(昭和24年法律第100号)(抄)

(下請負人の意見の聴取)

第24条の2 元請負人は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法その他元請負人において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、下請負人の意見をきかなければならない。

(施工体制台帳及び施工体系図の作成等)

第24条の7 特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が政令で定める金額以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事について、下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。

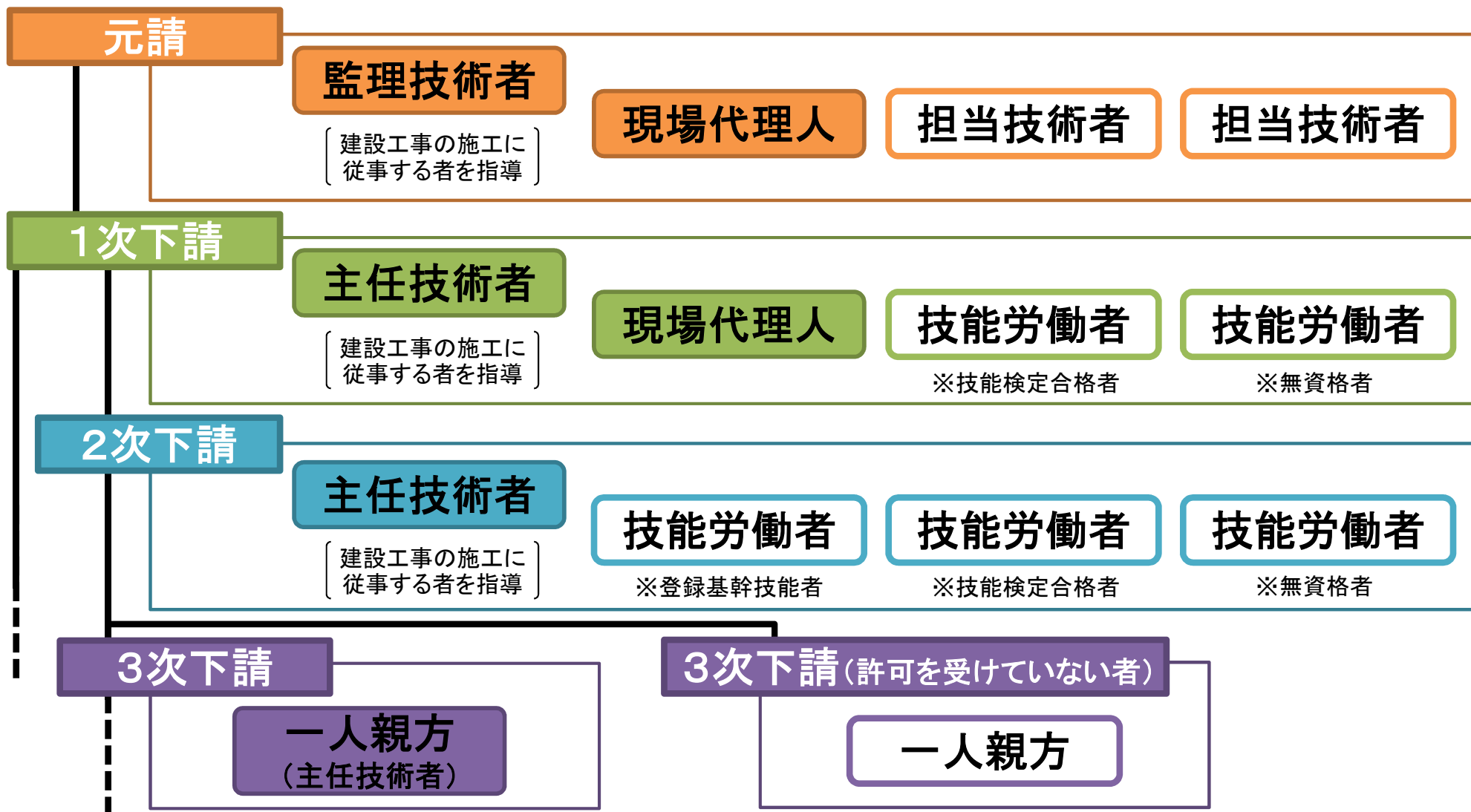
(建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保)

第25条の27 建設業者は、建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に努めなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に資するため、必要に応じ、講習及び調査の実施、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

# (参考)建設工事現場で従事する者(イメージ)

- 建設工事現場では、主任技術者や監理技術者、現場代理人のほか、各担当の技術者や技能労働者、一人親方等がその工事に従事している。



※ 上記は一例であり、実際の工事現場では様々な施工体制がとられ、従事する者のパターンも様々である。また、一人の者が複数の役割(主任技術者と現場代理人等)を兼ねることがある。

※ 建設業法第26条の3第2項において、工事現場における建設工事の施工に従事する者は、主任技術者又は監理技術者がその職務として行う指導に従わなければならないこととされている。